

(1) 計画に関する意見等

	委員からの意見等	意見に対する考え方
1	<p>今回、MCI 有病者・有病率のデータが示されたが、その次にどう対策をとるかである。認知症は予防が大切である。積極的に介入いただきたい。</p>	<p>現在国では認知症予防に関する科学的知見の蓄積や研究を推進しています。県としましては、こうした国の動向を注視するとともに、引き続き介護予防教室等での予防の取組や、多様な場面における早期発見、認知症疾患医療センター等の連携による認知症相談支援体制の整備・充実など認知症の予防に取り組んでまいります。</p> <p>なお、保険適用の承認を受けた治療薬は、対象となる方に対して厚生労働省のガイドラインに沿って適正に使用されるものと考えています。</p> <p>【計画（素案）P21】</p>
2	<p>認知症は早期、MCI からの介入が必要。訪問ケースだけでなく、家族の方へも予防の視点から、少しでも兆候があれば地域包括支援センター等につなげていけたらよい。</p>	<p>県内全市町村では、認知症初期集中支援チームを設置しており、早期診断や家族支援を含めた早期対応を行う支援体制が構築されています。また、日頃、認知症の人に接する機会のある、かかりつけ医などへの認知症対応力の向上に取り組むほか、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター、かかりつけ医、市町村、厚生センター等の連携による認知症相談支援体制の整備・充実を推進するとともに、県民等への周知に取り組んでまいります。</p> <p>【計画（素案）P18】</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県では、銀行と行政や地域包括支援センター等が提携を結び、個人情報の取扱いをクリアにし連携がなされている。</li> <li>個人情報の観点や対応に苦慮するなど課題はあるが、銀行、スーパー、コンビニ、運転免許センター等は認知症の早期発見の窓口となっていくのではないかと。</li> </ul>	<p>福井県には、市町村と金融機関が個人情報の取扱いを整理して協定を締結し、地域高齢者の見守りについて連携している事例があります。</p> <p>本県では、認知症サポーター養成講座を店舗従業員に受講いただいたり、個別の店舗を地域包括ケア活動実践団体として登録したりと、地域のお店から認知症にやさしい地域づくりの入口となっただけのよう、体制の整備に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、他県の事例も参考にしながら、県・市町村・民間企業の認知症施策に係る連携を強化し、官民一体となって認知症の方の早期発見につながる体制づくり、認知症にやさしい地域づくりに取り組んでまいります。</p> <p>【計画（素案）P12・13】</p>

	委員からの意見等	意見に対する考え方
4	認知症の人を「支える対象」ととらえないとの観点からも、(認知症) サポーター、サポートとなっている部分をパートナーに置き換えてはどうか。	「認知症サポーター」は、国において全国的な名称として定められており、また、「サポート」については、「ピアサポート」など他の文字と一体で1つの言葉となっていることから、考え方は十分意識しつつ、計画においては「認知症の人を社会全体で支える」から「認知症の人と共生する社会を目指す」に変更するなど可能な範囲での反映とさせていただきたく、ご理解をお願いいたします。 【計画(素案) P25】
5	後見人制度について、後見人や監督人に支払う報酬が、年金生活では経済的な負担が大きく活用に踏み切れない。国や自治体で援助や負担していただけるようにしてほしい。	成年後見制度利用支援については、国の地域支援事業・地域生活支援事業に基づき、各市町村において実施されているところです。他の自治体の取組み状況等、支援の充実につながる情報提供に努めてまいります。 【計画(素案) P17】
6	認知症は、家族や親戚に認知症の方がいないとなかなか理解してもらえないものだと思う。これから高齢化が進み認知症の人も増える中、認知症の人に対する世の中の理解が増えることを願いたい。 現状は、通勤ができない、仕事をすることに不安が多い、会社が理解してくれるのかなど、問題がいろいろあり社会参加できない状況にある。	県では、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるため、地域・職域・学校教育等での認知症サポーターの養成や、9月の認知症の日に合わせたイベントなどキャンペーンの実施、企業に対する普及啓発等に取り組んでおり、引き続き認知症に対する理解の促進に取り組んでまいります。 【計画(素案) P12】
7	通院などの付き添いで会社を休まなくてはならないときのために、(全ての会社に) 介護休暇のようなものができるとうれしい。	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、要介護状態にある家族の介護等を行う従業員から、介護休暇の申出があったときは、事業者はそれを拒むことができないこととされています。 仕事と家庭生活の両立に向け、介護休暇や介護休業等の制度を十分活用できずに、介護離職につながらないように、労働局や経済団体と連携し、的確な情報発信などに取り組んでまいります。 【計画(素案) P20】
8	税金や医療費、保険の控除や割引など各種の支援制度は知らないものが多くある。こうした制度の紹介や申請のやり方を教えてもらいたい。	現在、県が設置する若年性認知症相談・支援センターや認知症疾患医療センター、市町村が設置する地域包括支援センターにおいて認知症に関する相談に応じています。 ご意見を踏まえ、認知症の人が利用できる支援制度の概要や申請窓口などをとりまとめて相談機関に周知し、相談の際に活用してもらうようにするなど、多くの県民に認知症に関する困りごとをいち早く解決いただけるよう取り組んでまいります。 【計画(素案) P20】

(2) その他の意見等

	委員からの意見等	意見に対する考え方
9	<p>成年後見制度では、補助の申立てを行っても審判が進み援助開始となるまでに時間がかかり、状態が変わっている。時間がかかることも問題であるが、先を見越し保佐や後見とする等してもらえると、再申請の手続きや費用の負担が軽減するのではないか。</p>	<p>一部市町村では、受任調整会議を行っており、専門職の意見を交えながら後見人が円滑に選任されるよう工夫されています。また、家庭裁判所に対しては、各市町村から円滑に選定されるよう要望がなされているところです。</p>
10	<p>認知症の人が会議に匿名ではなく出席できるようになることを望む。</p>	<p>県としましては、この会議への実名、匿名での出席に限らず、ご本人及びご家族の方がいろいろな事や場面で様々な選択ができるよう、多様な考え方を尊重し皆で受け止められるインクルーシブ（包摂的）な社会であることが重要と考えています。</p> <p>認知症の人である2名の委員は、実名出席に伴うリスクや自身が認知症であることを必要以上の方にまで知ってもらう必要はない等の思いがあり、公開型の当会議には匿名での出席を選ばれました。こうしたご本人及びご家族の思いをご理解いただきますようお願いいたします。</p>
11	<p>全国初でSOSネットワーク・損害賠償保険が県内全市町村で導入されたが、12月県議会の請願において、県内一元化を目指すことが採択されたことも踏まえ、今後の取組みの中に入れていただきたい。</p>	<p>認知症高齢者の見守りなども含め介護保険制度では、市町村が主体となって制度運営や事業実施を行い、県は市町村を支援することとされています。</p> <p>本県では、全ての市町村でSOSネットワーク・個人賠償責任保険といった認知症高齢者の見守り事業が実施されています。</p> <p>県としては、介護保険制度における役割を踏まえ、市町村の創意工夫や取組みを尊重し、市町村と十分に情報共有、話し合いながら、現行をベースに充実を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p><b>【参考資料1】</b></p>
12	<p>自動車運転免許について、地域限定免許や農耕用作業車での一部公道運転を許可するなどの対応を望む。</p>	<p>警察庁によれば、地域限定免許は現在のところ新設される予定はないとのこと。また、農耕用作業車の公道での運転につきましては、農耕用作業車が大型特殊自動車であれば大型特殊免許、小型特殊自動車であれば普通自動車対応免許又は小型特殊免許を有していただくことが必要になるとのことです。</p>